

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各政令指定都市消防長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長
(公 印 省 略)

「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等
に関する検討会」報告書を受けた取り組みの推進について（通知）

消防庁では、昨年 11 月から「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会（座長：室崎益輝関西学院大学教授）」を開催してきたところですが、本日、座長より報告書の提出があったことを受けて、下記の取り組みの推進について通知します。（報告書のポイントは別添 1 を参照）

各都道府県におかれては、市町村（消防団の事務を処理する消防本部又は一部事務組合等を含む。）に対して、下記事項及び報告書の内容を周知するとともに、市町村における消防団員の安全確保対策及び消防団の充実強化に向けた取り組みが進むよう必要な助言等を行っていただくようお願いいたします。また、消防団員に対する教育訓練の充実等の取り組みを推進されるようお願いいたします。

なお、本報告書を受けて、本年 9 月から「災害対応指導者育成支援事業」及び「消防団・自主防災組織の理解促進シンポジウム」などを行うこととしていますので、協力方よろしく申し上げます。（別添 2 を参照）

本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 津波災害時の消防団員の安全確保対策の推進等

東日本大震災において多くの消防団員が公務で亡くなられたこと等を受けて、津波災害時の消防団員の安全確保対策として、国、都道府県、市町村等が連携し、以下のような取り組みを推進すること。

- ① 地元气象台など関係機関と連携し、地震・津波の監視・観測体制の強化を図ること。
- ② 津波災害時の消防団の活動・安全管理マニュアルを整備すること。その際、地域ごとに、地形の特性、津波到達までの予想時間等を基に、退避ルールの確立と、津波災害時の消防団活動の明確化を図る必要があること。
- ③ 津波警報等の情報を消防団員に伝達するための情報伝達体制の整備・確立を図ること。その際、情報伝達手段の多重化・双方向化に留意すること。
- ④ 消防団員の津波災害に対する知識と安全管理を高めるため、教育訓練の充実を図ること。

- ⑤ 津波災害に対しては、住民が率先して避難することが基本であり、そのため、住民とのハザードマップなどを活用したリスクコミュニケーションが重要である。避難場所や避難路の整備、海拔表示板の設置など、津波に強いまちづくりを進めるとともに、地域ぐるみの避難計画の作成、避難訓練の実施などを進めること。その際、消防団などの活動の限界及び消防団の退避ルールについても住民に周知しておくことが重要である。
- ⑥ 消防団員の惨事ストレス対策に留意すること。

なお、詳細については、「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」中間報告、本年3月9日付け消防災第100号「津波災害時の消防団の安全確保対策について」及び報告書本文の「3 東日本大震災における教訓と消防団員の安全確保対策等」を参照されたい。

2 装備・教育訓練等の充実

東日本大震災における消防団の活動を踏まえ、その装備、教育訓練等に関して、大規模地震、特に津波の被害が想定される地域においては、以下のような点に留意して、その充実を図ること。

- ① 安全靴などの団員の基本装備の充実
- ② 無線等通信機器の整備
- ③ 大規模災害時において活動が長期化した場合等への備え（食糧、燃料、予備の装備、バックアップの仕組み）
- ④ 消防本部等との連携訓練の充実
- ⑤ 広域応援に備えた装備・訓練の充実

なお、詳細については、報告書本文の「4（1）装備・教育訓練等の充実」を参照されたい。

3 消防団による広域応援及び関係機関との連携の推進

消防団員は他に生業等を有していること等から、離れた地域への長期間にわたる応援出動は難しいと考えられるが、比較的短期間、同一都道府県内や隣接した地域であれば応援出動することも可能と考えられ、地域の状況を知っていることから、他の実動部隊（緊急消防援助隊、警察、自衛隊）にはない独自の強みを発揮できるのではないかと考えられる。また、東日本大震災の経験を踏まえると消防団による広域応援が行われることにより、被災地の消防団員の負担を少しでも軽減することが可能になるのではないかと考えられるため、消防団の相互応援協定の締結の促進等を図ること。

また、消防本部、消防団、警察、自衛隊といった部隊間の連携を推進すること。

なお、詳細については、報告書本文の「4（2）消防団による広域応援」、「4（3）消防本部・警察・自衛隊等との連携」を参照されたい。

4 消防団への入団促進を図るための取り組みの推進

「若者が入りやすい消防団へ」という観点から、以下のような取り組みを推進すること。

- ① 処遇の改善等（家族の理解）
- ② 事業所への働きかけ（事業所の理解）
- ③ 地域ぐるみの取り組み（地域の理解）
- ④ より多様で魅力ある消防団へ
 - 女性の入団促進
 - 大学・高校への働きかけ
 - 専門性の向上
 - 広域応援への取り組み
 - 防災教育の取り組み
 - 消防団の魅力の発信

なお、詳細については、報告書本文の「5 若者が入りやすい消防団へ」及び事例集を参照されたいが、「① 処遇の改善等」について特に次の点に留意いただきたい。

ア 活動内容に応じた処遇の改善は重要であり、特に地震、風水害などの長時間（長期間）の活動を余儀なくされる大規模災害時の出動手当は、充実すべきと考えられること。

イ 報酬、出動手当は団員本人に直接支給することとし、団活動に要する経費（燃料費、通信運搬費等）は別途予算措置すべきものであること。

ウ 災害時の団員家族の安否確認の方法など、家族を含めた安全対策を平常時から検討すべきと考えられること。

5 地域の総合的な防災力の向上を図るための取り組みの推進

地域の総合的な防災力の向上を図るため、以下の点に留意した取り組みを推進すること。

- ① 大規模災害時において、消防団詰所は自主防災組織等との情報共有の拠点として重要。消防本部、消防団、自主防災組織などが役割分担し、協力して災害対応にあたること。必要に応じて消防隊（消防職団員）が、消火、救助などの活動に専念できるようなバックアップの仕組みを地域で準備しておくことも重要と考えられること。
- ② 平常時から市町村、消防本部、消防団、自主防災組織などで各種資機材や備蓄倉庫の点検、津波避難計画の作成や避難訓練などを実施しておくことが重要と考えられること。
- ③ 企業の自衛消防組織などとの連携を図ること。
- ④ 消防本部や消防団と学校等とが協力した防災教育への取り組みや災害伝承の取り組みが重要と考えられること。

なお、詳細については、報告書本文の「6 地域の総合的な防災力の向上のために」を参照されたい。

【添付資料】

別添 1 : 「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書」のポイント

別添 2 : 災害対応指導者育成支援事業及び消防団・自主防災組織の理解促進シンポジウム

※ 報告書全文及び中間報告書は、消防庁ホームページでご覧いただけます。

「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書（平成 24 年 8 月）」

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2408/240830_1houdou/01_houkokusyo.pdf

「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会中間報告書（平成 24 年 3 月）」

http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/index.pdf

【連絡先】

消防庁国民保護・防災部防災課

〒100-8927 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 2 号

担 当 青木消防団専門官・荒山補佐・伊藤係長

電 話 03-5253-5111（内線 43711、43113、43151）

03-5253-7525（直通）

F A X 03-5253-7535

e-mail syobodan@ml.soumu.go.jp

東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する
検討会報告書(H24. 8)のポイント

1. 教訓・現状分析

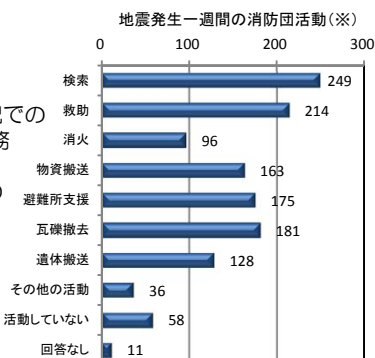
(1) 東日本大震災での献身的な活動と多くの犠牲者

ア 事実

- ① 消防団員による住民の避難誘導、水門閉鎖、消火、救助等の活動
- ② 消防団員の死者・行方不明者数 254名
上記のうち公務災害該当者数 198名

イ 多くの犠牲者が出た要因

- ① 想像を超えた津波
- ② 津波の最前線一危険が逼迫した状況での対応力を超えた任務
- ③ 情報の不足
- ④ 地域住民の防災意識の不足



※宮古市、釜石市、気仙沼市、石巻市、いわき市の消防団員に対するアンケート調査より。

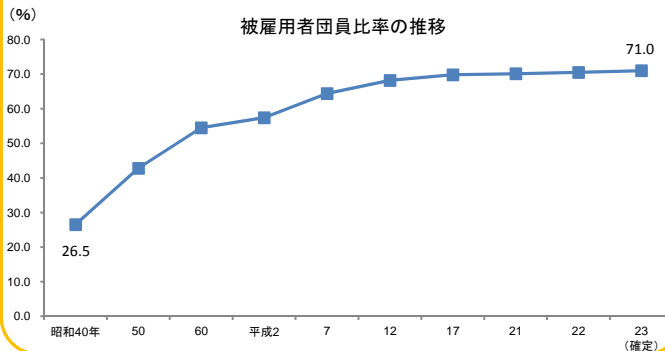
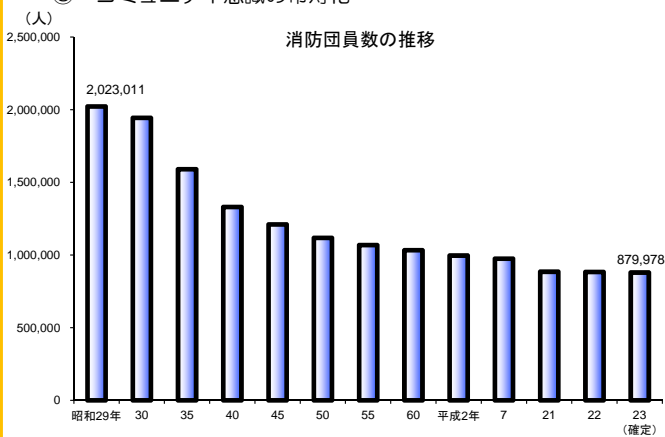
(2) 消防団員数の減少傾向など

ア 事実

- ① 消防団員数の減少
- ② 消防団員の平均年齢の上昇、20代団員の減少(昭和50年 33.3歳、平成23年 39.1歳)
- ③ 被雇用者比率の上昇(平成23年 71%)

イ 要因

- ① 消防の近代化・常備化の進展(昭和30年~40年代)
- ② 産業構造・就業形態の変化、過疎化、少子化など
- ③ コミュニティ意識の希薄化



若者が消防団への入団をためらう理由

- 上下関係の厳しさ、拘束時間の長さへの抵抗感
- 家族の反対
- 仕事との両立が困難(事業所への遠慮)

2. 取組の方向

(1) 地震・津波の監視・観測体制の強化と津波警報の改善並びに水門等の廃止・遠隔操作化(気象庁、国土交通省等)

(2) 退避ルールの確立、装備・教育訓練等の充実、広域応援など

- 退避のルールの確立など安全管理マニュアルの整備、地域ぐるみでの避難計画の作成等
- 惨事ストレス対策
- 安全靴などの基本装備、無線等の整備
- 常備消防との連携訓練の充実
- 都道府県内及び隣接した地域への広域応援の推進
- 関係機関との連携 など

(3) 若者が入りやすい消防団へ

ア 処遇の改善等(家族の理解)

- 大規模災害時(長時間且つ長期間にわたる活動)の出動手当の充実
- 一定の報酬・手当は団員本人へ
- 家族の安全対策 など

イ 事業所への働きかけ(事業所の理解)

- 市町村による働きかけ
- 長野県、静岡県等の取り組みを推奨 など

ウ 地域ぐるみの取り組み(地域の理解)

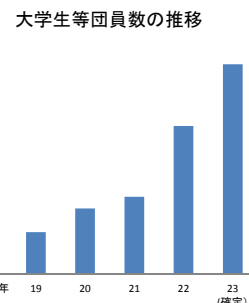
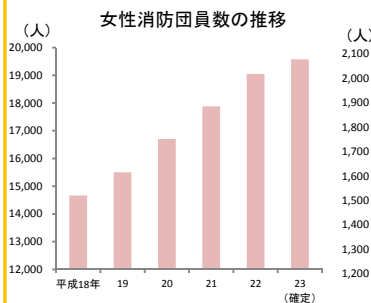
- 愛知県瀬戸市、岐阜県関市等の取り組みを推奨

エ より多様で魅力ある消防団へ

- 女性の入団促進
- 大学・高校への働きかけ
- 専門性の向上(救助など)
- 広域応援への取り組み
- 防災教育への取り組み
- 消防団の魅力の発信



消防庁が交付する表示証(ゴールドマーク)



(4) 地域の総合的な防災力の向上のために

- 自主防災組織等との連携強化
- 防災教育(学校等との連携、少年消防クラブ)、災害伝承

災害対応指導者育成支援事業

目的

消防団員の安全確保及び消防団の災害対応能力の更なる向上を図るため、安全管理や幅広い防災知識、図上訓練等の企画・運営能力を持った団員の育成を図る。

【受講対象者】

- 40歳前後の中堅幹部
- 市町村消防団担当者

【カリキュラム案】

<午前>

安全管理

- 安全管理、防災気象情報に関する講義(2時間)
 - 検討会の中間報告の説明、安全確保対策の必要性について説明
 - 安全管理の意義、東日本大震災の教訓、惨事ストレス、過去の公務災害の事例等について講義
 - 防災気象情報の活用方法等について



<午後>

災害対応図上訓練

- 災害対応基本講座等(2時間)
 - 地震・津波災害、風水害、土砂災害等の特性、その対処法等について講義を交えたワークショップ、グループ討議
- 図上訓練の解説(0.5時間)
- 図上訓練の体験(1.0時間)
- 図上訓練を踏まえての発表及び講評(0.5時間)

消防団・自主防災組織の理解促進シンポジウム

目的

東日本大震災を受け、防災に対する意識が高まっている時期に、消防団や自主防災組織の活動を通じた地域の防災力の充実強化の必要性を広く国民に啓発するため、幅広い世代が参加できるパネルディスカッション等のシンポジウムを全国10箇所で開催する。

【開催地】(平成24年10月～平成25年2月の間)

- 岩手県、茨城県、東京都、新潟県、三重県、和歌山県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県
- ※ 東京都においては、11月9日(金)に「119番の日」の行事としてシンポジウムを開催。

【対象者】

消防防災関係者のほか、広く地域住民に参加を呼び掛ける。

【内容】

- 基調講演
- パネルディスカッション
- パネル展
- ※ 開催都県において既存のイベントと同日開催することで、相乗効果を狙う。

【その他】

今年度の開催状況を参考に来年度以降も開催予定。